



2011年2月22日

各 位

会 社 名 双日株式会社  
代表者名 代表取締役社長 加瀬 豊  
(コード番号 2768 東証第1部/大証第1部)  
問合せ先 広報部長 神子 浩二  
電話番号 03 - 5520 - 3404

### さくらインターネット株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

当社は、2011年2月22日開催の投融資審議会において、以下のとおり、さくらインターネット株式会社(コード番号:3778 東京証券取引所マザーズ、以下「対象者」といいます。)の株式を公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 買付け等の目的等

##### (1) 公開買付けの概要

当社は、現在、対象者普通株式を12,718株(発行済株式総数43,388株に対する所有株式数の割合(以下「所有株式数割合」といいます。))にして29.31%(小数点以下第三位四捨五入。以下同様。))を所有し、対象者を持分法適用関連会社とする対象者の筆頭株主であります。

この度、当社は、2011年2月22日開催の投融資審議会において、対象者との間で、2011年2月22日付で「業務提携契約書」(以下「本業務提携契約書」といいます。)を締結すること、対象者を当社の連結子会社とすることを目的として、対象者の代表取締役社長である田中邦裕氏(現在の所有株式数2,205株、所有株式数割合5.08%。以下「田中邦裕氏」といいます。)の資産管理会社でかつ対象者の第二位株主である株式会社田中邦裕事務所(現在の所有株式数4,665株、所有株式数割合10.75%。以下「資産管理会社」といいます。)との間で2011年2月22日付で「株主間合意書」(以下「本株主間合意書」といいます。)を締結すること及び対象者普通株式を対象とする本公開買付けを行うことを決定いたしました。

本公開買付けにおいては、実質支配基準による対象者の連結子会社化を達成するために、後記のとおり、本株主間合意書に基づき当社の意思と同一の内容の議決権が行使されることとなる資産管理会社が所有する対象者普通株式(以下「資産管理会社所有株式」といいます。)と合算した、買付け等を行った後における所有株式数が22,147株、所有株式数割合が51.04%となるように、買付予定数の下限を4,764株(買付け等を行った後における所有株式数17,482株、所有株式数割合40.29%としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限(4,764株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。また、当社及び対象者は、本公開買付け後も引き続き対象者普通株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を4,764株としており、応募株券等の総数が買付予定数の上限(4,764株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法(1948年(昭和23年)法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(1990年(平成2年)大蔵省令第38号。その後の改正を含みま

す。以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

当社と資産管理会社の間で締結された本株主間合意書は、当社が実質支配基準による対象者の連結子会社化を達成するために、資産管理会社が所有する対象者普通株式の取扱い等に関する事項について、資産管理会社は、対象者の株主総会決議事項について当社が決定した内容と同一の議決権を行使すること、資産管理会社は、その所有する対象者普通株式を第三者に譲渡することを希望する場合は、当社に対し、事前に通知するものとし、当社は、資産管理会社から、譲渡予定株式を優先的に譲り受けることができること等を内容としております。本株主間合意書のうち、上記及びにかかる合意は、本公開買付けが成立したことを条件に効力を発生するものとされており、また、資産管理会社は、当社との間で、その所有する対象者普通株式すべてにつき、本公開買付けに応募しないことを合意しています。なお、本株主間合意書は、当社と資産管理会社との間で締結されるものであり、本株主間合意書において、本株主間合意書は、対象者の株主としての田中邦裕氏個人及び同氏が所有する対象者普通株式を、何ら拘束するものではないことが確認されておりますので、田中邦裕氏及び同氏が所有する対象者普通株式は、本株主間合意書によって、何らの拘束を受けるものではありません。

対象者からは、2011年2月22日開催の対象者取締役会において、全取締役6名のうち3名が出席し、本公開買付けに関する当社の提案内容を慎重に検討した結果、当該取締役会に出席した取締役3名の全員一致で、本公開買付けにより、対象者が当社の連結子会社となり、本目的(下記(2)で定義されます。)の実現を目指すことが対象者の企業価値の向上に資するものであるなどと判断し、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねることを決議しているとの報告を受けております。

なお、対象者取締役のうち代表取締役田中邦裕氏は資産管理会社の代表取締役社長を兼務しており、取締役村上宗久氏及び社外取締役瓦谷晋一氏は当社の従業員を兼務しているため、いずれも利益相反の観点から、上記取締役会には出席しておらず、上記の賛同決議のための審議及び決議に参加していないとの報告を受けております。また、対象者取締役会の決議により上記意見を表明することに対して、当該取締役会に出席した対象者の全監査役4名(社外監査役3名を含みます。)のいずれからも特に異議は述べられていないとの報告を受けております。

## (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由並びに本公開買付け成立後の経営方針

当社は、総合商社として物品の販売及び貿易業を中心に、国内及び海外における各種製品の製造・販売・サービスの提供に関わっている他、各種プロジェクトの企画・調整・コーディネーターとしての機能の発揮、各種事業分野への投資及び金融活動等、世界で多様な事業を行っております。当社は、「機械部門」「エネルギー・金属部門」「化学品・機能素材部門」「生活産業部門」の4つの部門で事業を推進していますが、「機械部門」の産業情報本部では、国内を中心にネットワークインテグレーション事業、インターネットデータセンター事業、システムインテグレーション事業等、情報産業分野におけるICT(Information and Communication Technology)ソリューション事業に取り組んでおります。

これまで、当社は、ネットワークインテグレーション事業、システムインテグレーション事業を中心としたITサービス事業の構築を目指し、対象者の関連会社化をはじめ、日商エレクトロニクス株式会社の株式に対する公開買付け実施による関係強化、双日システムズ株式会社の完全子会社化等を進めてまいりました。

一方、「ブロードバンド」「クラウドコンピューティング」に代表される ICT の革新を背景に、企業のニーズは「所有から利用」へとシフトしており、情報産業分野の成長にはサービスとしての ICT 機能の提供を含む「総合 ICT ソリューション提供能力」を保有することが必須の条件と考えております。

対象者は、自社でデータセンターの運営とインターネットのバックボーンを構築し、それらを基にしたインターネットデータセンターサービスを提供する事業を行っております。対象者は、1996 年にレンタルサーバ事業からスタートし、1997 年にはデータセンターを開設して、ハウジングサービス事業を先進的に展開する等、インターネットの進化とともに発展してまいりました。

当社は、情報産業を取り巻く環境を踏まえ、当社が目指す中堅・中小企業向け IT サービス事業における、ASP（ 1 ）事業、SaaS（ 2 ）事業、PaaS（ 3 ）事業等のサービス展開を推し進める上で、対象者が営むデータセンター事業は、IT アウトソーシング分野において不可欠な機能として今後も成長が期待できるとともに、重要なインフラとなると考えております。当社は、2007 年 12 月 27 日に対象者と戦略的資本提携に関する基本合意書を締結し、さらに、当該基本合意書に基づき、2008 年 1 月 25 日に対象者との間で締結した株式引受契約に基づき第三者割当増資を引き受けた結果、現在は対象者普通株式の 29.31%を保有する筆頭株主となっております。その後、当社から取締役 2 名並びに当社及びその子会社から従業員計 2 名を派遣し、当社の総合商社としての幅広いネットワークを活用して、対象者のデータセンター事業の継続的発展を目指してまいりました。その中で、対象者の主要な顧客基盤である IT サービス企業に対するサービス事業強化を狙う日商エレクトロニクス株式会社との戦略上の補完関係の成立や、双日システムズ株式会社の IT ソリューション及びシステムインテグレーション機能と対象者のデータセンター機能を顧客に共同提供するワンストップサービスの実現等、当社グループ企業との更なるシナジーの強化が期待されるようになってまいりました。

現在、対象者の業績は順調に推移しており、2010 年 3 月期の売上高は 7,812,463 千円（前事業年度比 9.9%増）、営業利益は 748,555 千円（前事業年度比 90.8%増）となっております。また、対象者の 2010 年 6 月 21 日付プレスリリース「新データセンター建設計画に関するお知らせ」及び 2011 年 2 月 21 日付プレスリリース「石狩データセンター建設計画の一部変更と固定資産の取得に関するお知らせ」によりますと、今後の成長に向けた取組みの一環として、北海道石狩市に新データセンターの建設を予定しております。さらに、対象者は、今後 IT インフラの主役と目されているクラウドサービスを展開することも計画しており、今後も高い収益性及び成長性が実現できるものと考えております。

2007 年 12 月 27 日に戦略的資本提携に関する基本合意書を締結して以来、当社と対象者は継続的にさまざまな協議を重ね、業務での連携を強めてまいりました。その中で、当社は、対象者が更なる企業価値向上を実現するためには、対象者の独立性を確保しつつ、当社と対象者との戦略的パートナー関係を深化させることが不可欠であるとの結論に至りました。

そして、事業戦略上の機動的な意思決定及び施策の実行並びに当社グループの顧客ネットワーク及び事業運営ノウハウを従来以上に活用することを目的に、2011 年 2 月 22 日付で本業務提携契約書を締結しました。具体的には、連結子会社化を通じて、新分野でのサービス開発及び顧客開拓を共同で推進するとともに、営業情報及び人的リソースの相互活用を行うことにより、事業領域及び収益規模の拡大を目指す予定であります。また、中長期的には、商社である当社の海外ネットワーク及び現地法人等の知見を活用し、海外展開を共同で推進することにより事業拡大を図ること、スケールメリットを生かしたインフラ構築をスピーディーに推進することにより、競争力を強化すること並びに 当社のネットワーク及び相互のリソースを活

用した情報収集を行うことにより、最新技術の発掘を行うこと（以下「本目的」と総称します。）を目的としております。以上に基づき当社は、本公開買付けを行うことを決定いたしました。

なお、当社は、本公開買付け成立後も、対象者の現在の経営体制を維持する予定であり、現時点において、当社から派遣する取締役数（現状２名）を増やすことは予定しておりません。

- 1 ASP：Application Service Provider の略語。ビジネス用のアプリケーションソフトをインターネットを通じて顧客にレンタルする事業者のこと。
- 2 SaaS：Software as a Service の略語。ソフトウェアの機能のうち、ユーザーが必要とするものだけをインターネット上で提供するサービスのこと。
- 3 PaaS：Platform as a Service の略語。アプリケーションが稼動するためのハードウェアや OS 等の基盤一式をインターネット上のサービスとして提供するサービスのこと。

### （３）本公開買付けに係る重要な合意

当社は、本公開買付けに際し、2011年２月２２日付で、本業務提携契約書及び本株主間合意書をそれぞれ締結しております。本業務提携契約書及び本株主間合意書の概要は以下のとおりです。

#### 本業務提携契約書

##### （a）業務提携の概要

当社による対象者の連結子会社化を通じて対象者の事業の継続的発展及び向上を図るとともに、相互の業務提携を促進することにより、相互の利益に資することを目的として、サービス・営業分野における事業提携、海外展開における事業提携、インフラ分野での事業提携、技術分野での事業提携を目指すものです。

なお、具体的な業務提携の内容及び実施時期、並びに当該業務提携のために当社及び対象者がそれぞれ分担する業務については、当社及び対象者間で協議の上、別途定めるものとされております。

##### （b）連結子会社化の要件の充足

対象者は、本公開買付けにおける決済後、対象者が当社の連結子会社に該当するための要件を常に充足するために可能な協力を行うとともに、一定の場合を除き、対象者が当該要件を充足することを妨げる行為をしないものとされております。

##### （c）事前協議

対象者は、定款の変更、取締役及び監査役の変更又は追加、株式等の募集その他一定の事項を実行する場合又は当該事項にかかる議案を取締役に付議する場合には、事前に当社に通知の上、当社と協議をするものとされております。

##### （d）取締役会の構成

対象者の取締役会の構成は、当社及び対象者が別途合意する場合等を除き、対象者が指定する取締役を４名及び当社が指定する取締役を２名とするものとされております。

## 本株主間合意書

当社は、資産管理会社との間で、資産管理会社が所有する対象者普通株式の取扱い等に関する事項について、本株主間合意書を締結しております。

本株主間合意書において、当社と資産管理会社は、資産管理会社は、対象者の株主総会決議事項について、当社が決定した内容と同一の議決権を行使すること、資産管理会社は、その所有する対象者普通株式を第三者に譲渡することを希望する場合は、当社に対し、事前に通知するものとし、当社は、資産管理会社から、譲渡予定株式を優先的に譲り受けることができること等を合意しております。

本株主間合意書のうち、上記 及び にかかる合意は、本公開買付けが成立したことを条件に効力を発生するものとされており、また、資産管理会社は、当社との間で、その所有する対象者普通株式すべてにつき、本公開買付けに応募しないことを合意しています。

なお、本株主間合意書は、当社と資産管理会社との間で締結されるものであり、本株主間合意書において、本株主間合意書は、対象者の株主としての田中邦裕氏個人及び同氏が所有する対象者普通株式を、何ら拘束するものではないことが確認されておりますので、田中邦裕氏及び同氏が所有する対象者普通株式は、本株主間合意書によって、何らの拘束を受けるものではありません。

## (4) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

### 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けにおける買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の公正性を担保するため、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）より 2011 年 2 月 21 日に提出された株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を参考にしました。野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者普通株式の価値算定を行いました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者普通株式の 1 株当たり株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法：	139,062 円から 172,000 円
類似会社比較法：	125,920 円から 288,347 円
DCF法：	186,699 円から 308,252 円

市場株価平均法では、算定基準日を 2011 年 2 月 18 日として、市場株価及び取引量を観測して基準日終値（172,000 円）、2011 年 2 月 15 日の業績予想修正の公表翌営業日以降基準日までの平均（170,300 円）、直近 1 週間平均（168,760 円）、直近 1 カ月平均（156,218 円）、直近 3 カ月平均（149,128 円）及び直近 6 カ月平均（139,062 円）を基に対象者普通株式価値を分析し、1 株当たり

株式価値を 139,062 円から 172,000 円と算定いたしました。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手がける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者普通株式価値を分析し、1 株当たり株式価値を 125,920 円から 288,347 円と算定いたしました。

D C F 法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した 2011 年 3 月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値や対象者普通株式価値を分析し、1 株当たり株式価値を 186,699 円から 308,252 円と算定いたしました。

当社は、本株式価値算定書の各手法の算定結果を参考として、本公開買付価格について検討しました。検討にあたっては野村證券による算定結果に加え、対象者に対する法務・会計・税務に係るデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場株価に付与されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に 2011 年 2 月 22 日開催の当社投融資審議会において、本公開買付価格を 1 株当たり 230,000 円と決定いたしました。

他方、対象者からは、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、対象者及び当社から独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。）をフィナンシャル・アドバイザーとして選定し、同社に対し、対象者普通株式価値の算定を依頼したとのことです。ブルータス・コンサルティングは、対象者普通株式について、D C F 法、市場株価法、類似会社比較法による算定を行い、対象者は 2011 年 2 月 21 日付で対象者普通株式価値算定書を受領しているとのことです。なお、対象者は、ブルータス・コンサルティングから、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得していないとの報告を受けております。

ブルータス・コンサルティングによる対象者普通株式の 1 株当たり株式価値の範囲は以下のとおりです。

D C F 法 :	166,221 円から 193,989 円
市場株価法 :	139,345 円から 177,800 円
類似会社比較法 :	170,532 円から 251,878 円

まず、D C F 法では、対象者の事業計画、対象者とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した 2011 年 3 月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを対象者の事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 166,221 円から 193,989 円までと算定しているとのことです。なお、D C F 法に基づく企業価値や株式価値の分析の基礎となる対象者に係る収益予想において、大幅な増減益は見込まれていないとのことです。

次に市場株価法では、2011年2月21日を基準日として、東京証券取引所マザーズ市場（以下「マザーズ市場」といいます。）における対象者普通株式の基準日終値（177,800円）、対象者が2011年3月期の業績予想の修正を公表した2011年2月15日の翌営業日以降の終値平均値（172,175円）、直近1カ月の終値平均値（158,385円）、直近3カ月の終値平均値（150,033円）及び直近6カ月の終値平均値（139,345円）を基に、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を139,345円から177,800円までと算定しているとのことです。

最後に類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を170,532円から251,878円までと算定しているとのことです。

対象者は、2011年2月22日開催の取締役会において、対象者のフィナンシャル・アドバイザーであるブルータス・コンサルティングから2011年2月21日付で受領した対象者普通株式にかかる株式価値算定書の内容を検討するとともに、本業務提携契約書の内容及び本公開買付価格その他の本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討を行ったとのことです。その結果、(i)対象者が当社の連結子会社となり、本目的の実現を目指すことが対象者の企業価値の向上に資するものであると考えられること、(ii)本公開買付価格230,000円は、上記株式価値算定書において報告されたDCF法及び市場株価法に基づく対象者普通株式価値を上回る価格であること、また、当該株式価値算定書において報告された類似会社比較法に基づく対象者普通株式価値の範囲内の価格であること、及び(iii)本公開買付価格230,000円は、当該取締役会の開催日の前営業日である2011年2月21日の対象者普通株式のマザーズ市場における終値177,800円に対して29.36%（小数点以下第三位四捨五入）、同日までのマザーズ市場における対象者普通株式の終値の過去1カ月平均値158,385円（小数点以下四捨五入）に対して45.22%（小数点以下第三位四捨五入）、同過去3カ月平均値150,033円（小数点以下四捨五入）に対して53.30%（小数点以下第三位四捨五入）、同過去6カ月平均値139,345円（小数点以下四捨五入）に対して65.06%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた金額であることなどの理由から、本公開買付けについて、賛同の意見を表明することを決議したとのことです。一方、本公開買付けは買付予定数の上限があるいわゆる部分買付けであり、対象者普通株式の上場が維持されることから、対象者普通株式を引き続き継続して保有することを希望される株主の皆様に対して、売却を事実上強制するものではないことから、本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを併せて決議したとの報告を受けております。

#### 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者からは、2011年2月22日開催の対象者取締役会において、全取締役6名のうち3名が出席し、本公開買付けに関する当社の提案内容を慎重に検討した結果、当該取締役会に出席した取締役3名の全員一致で、本公開買付けにより、対象者が当社の連結子会社となり、本目的の実現を目指すことが対象者の企業価値の向上に資するものであるなどと判断し、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることを決議しているとの報告を受けております。なお、対象者取締役のうち代表取締役田中邦裕氏は資産管理会社の代表取締役社長を兼務しており、取締役村上宗久氏及び社外取締役瓦谷晋一氏は当社の従業員を

兼務しているため、いずれも利益相反の観点から、上記取締役会には出席しておらず、上記の賛同決議のための審議及び決議に参加していないとの報告を受けております。また、対象者取締役会の決議により上記意見を表明することに対して、当該取締役会に出席した対象者の全監査役4名（社外監査役3名を含みます。）のいずれからも特に異議は述べられていないとの報告を受けております。

(5) 本公開買付け後の株券等の取得予定

当社は、対象者を連結子会社化することを企図しており、現時点において、本公開買付けによりその目的を達した場合には、対象者普通株式を追加で取得することは予定しておりません。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

上記のとおり、当社と資産管理会社との間で締結された本株主間合意書において、資産管理会社は、当社との間で、その所有する対象者普通株式すべてにつき、本公開買付けに応募しないことを合意しています。

(7) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者普通株式は、マザーズ市場に上場しており、当社及び対象者は、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式の上場を維持する方針で合意しております。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

名 称	さくらインターネット株式会社	
所 在 地	大阪市中央区南本町一丁目8番14号	
代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 田中 邦裕	
事 業 内 容	インターネットへの接続サービスの提供 インターネットでのサーバの設置及びその管理業務 インターネットを利用した各種情報提供サービス業務 電気通信事業法に基づく電気通信事業 マルチメディアの企画並びに製作・販売 インターネットに関するコンサルティング コンピュータソフトウェアの企画・開発及びその販売 コンピュータ及びその周辺機器の製作および販売・保守 不動産の賃貸及び管理	
資 本 金	895,308千円（2010年12月31日）	
設 立 年 月 日	1999年8月17日	
大 株 主 及 び 持 株 比 率 (2010年9月30日時点)	双日株式会社	29.31
	株式会社田中邦裕事務所	10.75
	田 中 邦 裕	5.08
	笹 田 亮	3.97



	鷺北 賢	3.15
	萩原 保克	1.92
	菅 博	1.54
	資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	1.38
	日本証券金融株式会社	1.28
	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	1.08
上場会社と対象者の関係 (2011年2月22日現在)		
資 本 関 係	当社は対象者の議決権の 29.31%に相当する 12,718 株を所有しており、対象者は当社の持分法適用関連会社になっております。	
人 的 関 係	経営機能と営業部門の強化を図るべく、当社は対象者に対して、従業員の村上宗久氏を常勤取締役として、従業員の瓦谷晋一氏を非常勤(社外)取締役としてそれぞれ派遣しております。また、当社より従業員 1 名が、当社子会社である双日システムズより従業員 1 名が出向しております。	
取 引 関 係	当社と対象者の間には、記載すべき取引関係はありません。なお、当社関係会社は対象者に製品を販売しております。また、当社関係会社は対象者から製品を仕入れております。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の関連会社に当たるため、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 15 条の 4 に定める関連当事者に該当します。	

## (2) 日程等

### 日程

2011年2月22日(火曜日)	投融資審議会決定日
2011年2月23日(水曜日)	公開買付開始公告日 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス ( <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> )
2011年2月23日(水曜日)	公開買付届出書提出日

### 届出当初の買付け等の期間

2011年2月23日(水曜日)から2011年3月23日(水曜日)まで(20営業日)

### 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、2011年4月6日(水曜日)までとなります。

( 3 ) 買付け等の価格

普通株式 1株につき230,000円

( 4 ) 買付け等の価格の算定根拠等

算定の基礎

「 1 . 買付け等の目的等」の「( 4 ) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」「 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の、当社による本公開買付価格の決定に関わる記載をご参照ください。

本公開買付価格 230,000 円は、本公開買付けの実施についての公表の前営業日である 2011 年 2 月 21 日の対象者普通株式のマザーズ市場における終値 177,800 円に対して 29.36%( 小数点以下第三位四捨五入 )、2011 年 2 月 21 日までのマザーズ市場における対象者普通株式の終値の過去 1 カ月平均値 158,385 円 ( 小数点以下四捨五入 ) に対して 45.22% ( 小数点以下第三位四捨五入 )、2011 年 2 月 21 日までのマザーズ市場における対象者普通株式の終値の過去 3 カ月平均値 150,033 円 ( 小数点以下四捨五入 ) に対して 53.30% ( 小数点以下第三位四捨五入 )、2011 年 2 月 21 日までのマザーズ市場における対象者普通株式の終値の過去 6 カ月平均値 139,345 円 ( 小数点以下四捨五入 ) に対して 65.06% ( 小数点以下第三位四捨五入 ) のプレミアムを加えた金額となります。

算定の経緯

「 1 . 買付け等の目的等」の「( 2 ) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由並びに本公開買付け成立後の経営方針」をご参照ください。

(a) 第三者算定機関からの株式価値算定書の取得について

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、2010 年 9 月に本公開買付けにおける当社のフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し対象者普通株式の価値算定を依頼し、2011 年 2 月 21 日付で野村證券より本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価 ( フェアネス・オピニオン ) を取得しておりません。

(b) 本株式価値算定書の概要について

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及び D C F 法の各手法を用いて、対象者普通株式の価値算定を行っており、各手法において算定された対象者普通株式の 1 株当たり株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法 :	139,062 円から 172,000 円
類似会社比較法 :	125,920 円から 288,347 円
D C F 法 :	186,699 円から 308,252 円

(c) 公開買付価格を決定するに至った経緯について

当社は、本株式価値算定書の各手法の算定結果を参考として、本公開買付価格について検討しました。検討にあたっては野村証券による算定結果に加え、対象者に対する法務・会計・税務に係るデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に2011年2月22日開催の当社投融資審議会において、本公開買付価格を1株当たり230,000円と決定いたしました。

(買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

「1. 買付け等の目的等」の「(4) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザーである野村証券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,764株	4,764株	4,764株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(4,764株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(4,764株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者普通株式についても本公開買付けの対象とします。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	12,718個	(買付け等前における株券等所有割合 29.10%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	6,930個	(買付け等前における株券等所有割合 15.86%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	4,764個	(買付け等後における株券等所有割合 40.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	43,388個	

(注1)「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(4,764株)の株券等に係る議決権の数を記載しております。

(注2)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のう

ち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2011年2月7日に提出した第12期第3四半期報告書に記載された2010年12月31日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては新株予約権が公開買付け期間末日までに行使されることにより発行又は移転される対象者普通株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同第3四半期報告書に記載された2010年12月31日現在の総株主の議決権の数(43,388個)に、公開買付け期間の末日までに新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式(2011年1月1日以降現在までに新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者普通株式を含みます。)の最大数に係る議決権の数(対象者が2011年2月7日に提出した第12期第3四半期報告書によると316個)を加えた議決権の数である43,704個を分母として計算しております。

(注4)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金 1,095,720,000円

(注) 買付予定数(4,764株)に1株当たりの本公開買付価格(230,000円)を乗じた金額を記載しております。

#### (8) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

#### 決済の開始日

2011年3月30日(水曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は2011年4月13日(水曜日)となります。

#### 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します(公開買付け代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由して応募した場合は除きます。)。野村ジョイを経由して応募された場合には、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

#### 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。)

( 9 ) その他買付け等の条件及び方法

【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(4,764株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(4,764株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1株の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1株減少させるものとします。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

金融商品取引法施行令(1965年(昭和40年)政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしリ及びフないしソ、第2号、第3号イないしチ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができ

ます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに公開買付代理人の応募の受付を行った本店又は全国各支店（公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイは除きます。）に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

#### 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

#### 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

#### 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

#### (10) 公開買付開始公告日

2011年2月23日（水曜日）

#### (11) 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

#### (1) 本公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定する

に至った背景及び理由並びに本公開買付け成立後の経営方針、「(5)本公開買付け後の株券等の取得予定」及び「(7)上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照ください。

(2) 今後の見通し

本公開買付けによる当社の連結業績及び単体業績への影響は限定的です。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

当社は、本公開買付けに際し、2011年2月22日付で、本業務提携契約書を締結しております。本業務提携契約書の概要については、「1. 買付け等の目的等」の「(3)本公開買付けに係る重要な合意」「本業務提携契約書」をご参照ください。

買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

「1. 買付け等の目的等」の「(4)買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

該当事項はありません。

以上

**【インサイダー規制】**

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、法第 167 条第 3 項及び令第 30 条の規定により、内部者取引(いわゆるインサイダー取引)規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表(2011 年 2 月 22 日午後 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻)から 12 時間を経過するまでは、さくらインターネット株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

**【勧誘規制】**

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース(もしくはその一部)又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

**【将来予測】**

このプレスリリースには、さくらインターネット株式会社株式を取得した場合における、当社の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

**【米国規制】**

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

**【その他の国】**

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。